

事務事業名	妊婦乳幼児健康診査助成事業		所属部局	保健福祉部		単位番号	5209																											
			所属課室	健康増進課		課長名	桜田正文																											
	☐ 実施計画事業		所属担当	保健相談担当		担当者名	清水美佐子																											
基本政策	基本計画体系	18	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目																							
		31	健康づくりの推進		01	一般	0	4	0	1	0	3	0	2	0	1	2																	
政策			健康づくりの推進	事業区分	☒ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☐ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金																													
施策			保健・医療の推進																															
事業期間	☐ 単年度のみ ☐ 単年度繰返（開始年度 15 年度） ☐ 期間限定複数年度（ ～ 年度）			法令根拠	母子保健法																													
	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 妊婦健康診査では費用負担軽減により、妊婦健診受診率を高め、母体の安心安全な出産できるように14回の健診と2種類の検査費用の助成を行う。乳児健康診査は市事業以外に医療機関で2回の受診の助成を行う。市の乳幼児健診時等での要精密健診児に対して精密健康診査を医療機関で受ける費用を助成する。それぞれ受診票を発行する。市長会或いは直接医療機関（県外で対応可能な施設のみ）と委託契約を交わす。必要時償還払い対応も可能。1.妊婦助成 健康診査14回；1回上限6,000円。クラミジア検査：上限1920円。白血病抗体検査：上限2290円。2.乳児助成 健康診査2回；1回上限5,350円。3.乳幼児精密検査助成；各期1回 保険診療による自己負担分全額。			事業費の主な内訳（22年度） <table> <tr> <th>項目(細節)</th> <th>金額(千円)</th> <th>項目(細節)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>132</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>381</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>46,837</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>返還金</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>47,353</td> </tr> </table>								項目(細節)	金額(千円)	項目(細節)	金額(千円)	印刷製本費	132			手数料	381			扶助費	46,837			返還金	3					計
項目(細節)	金額(千円)	項目(細節)	金額(千円)																															
印刷製本費	132																																	
手数料	381																																	
扶助費	46,837																																	
返還金	3																																	
		計	47,353																															

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

活動	
22年度活動実績	乳児一般健診受診児延べ件数 1049件(交付数1093枚)。妊婦健康診査受診延べ件数 6863件(交付数8589枚)。
23年度活動予定	受診券の発行と利用についての啓発。
対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	
	妊婦・乳児(新生児)、各健診等にて精密検査が必要となった児
意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていのか、どのように変えるのか)	
	健康であることの確認。異常の早期発見、早期治療につなげる。
上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
	安心・安全な出産及び健やかな乳幼児の成長を図る

活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 妊婦一般健診受診券の発行数	枚
イ 乳児一般健診診査券の発行数	枚
ウ	
対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 妊娠届出数	件
イ 出生数	人
ウ	
成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 妊婦一般健診の受診件数	件
イ 乳児一般健診の受診件数	件
ウ	
上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 妊婦健診を12回以上受けた人数	人
イ 妊婦健診を12回以上受けた人の割合	%

(2) 事業費・指標の推移			単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終年度 (トータルコスト・目標)
年間 トータル コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円						
			県支出金	千円	12,831	12,384	15,660	15,423	15,423	15,423
			地方債	千円						
			その他	千円						
			一般財源	千円	36,243	34,969	41,085	40,429	40,429	40,429
			事業費計 (A)	千円	49,074	47,353	56,745	55,852	55,852	55,852
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	235	235	235	235	235	235
			人件費計 (B)	千円	1,048	1,048	931	931	931	931
			(A) + (B)	千円	50,122	48,401	57,676	56,783	56,783	56,783
		活動指標	ア	枚	13,782.0	8,589.0	9,000.0	9,000.0	9,000.0	9,000.0
			イ	枚	1,200.0	1,093.0	1,200.0	1,200.0	1,200.0	1,200.0
対象指標	ア	件	642.0	585.0	590.0	590.0	590.0	590.0		
	イ	人	606.0	580.0	590.0	590.0	590.0	590.0		
	ウ									
成果指標	ア	件	7,109.0	6,863.0	6,800.0	6,800.0	6,800.0	6,800.0		
	イ	件	1,048.0	1,049.0	1,050.0	1,050.0	1,050.0	1,050.0		
	ウ									
上位成果指標	ア	人		384.0	400.0	400.0	400.0	400.0		
	イ	%		61.1	63.0	63.0	63.0	63.0		

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	母子保健法に基づき、合併前から、医療機関に委託して実施している。H22.10月、国からHTLV-1抗体検査の補助を実施するように通知があり、本市でも実施予定。
事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	女性の社会進出による晩婚化。働く妊婦の増加。出産可能な産婦人科の減少(市内にはない)。今後も少子化、離婚率の増加傾向、経済力や家族力の低下による育児サポート力の低下に伴い、行政の母子の健康支援の必要性は高まる。
事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	妊婦健診の補助回数の拡大に伴い、妊婦及び乳幼児の保護者からの紛失等の対応についての相談が増加傾向にある。

(4) 改革改善の取り組み状況

改革改善の取り組み実施は？	☒ 取り組みしている 【内容】 ☐ 取り組みしていない 【理由】
これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	県内委託医療機関で受診ができない場合には、市独自の委託又は補助金申請で対応している。妊婦健診の補助はH18年度までは2回、H19年7月から5回、H21年度からは14回の補助となっている。また平成23年度からはクラミジアと白血病抗体の検査の助成が始まる。
H 22年度に実施した改革改善の内容	妊婦健診の利用普及に関するPR(ホームページ等)、クラミジアと白血病抗体の検査導入に向けて周知徹底のため個人通知等を行なった。

事務事業名	妊婦乳幼児健康診査助成事業	所属部	保健福祉部	所属課	健康増進課
-------	---------------	-----	-------	-----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) 【理由↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている 【理由↓】 専門機関での受診が可能であり、異常の早期発見・治療へとつなげることができる。
	公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある 【理由↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である 【理由↓】 母子保健法に基づいている事業であり、妊婦・乳幼児の異常の早期発見を目的に実施しており、市が実施する必要性がある。
	維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある 【理由↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である 【理由↓】 妊婦・乳幼児を対象にした事業であり、妥当である
有効性 評価	成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☒ 向上余地がある 【理由↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 向上余地がない 【理由↓】 早期妊娠届を行うことで、初期からの健診の活用が図れる。健診のPR等で受診率の向上を図ることが可能になる。
	類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☒ 類似事務事業がある (類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる 【理由と具体案↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 統合・連携ができない 【理由↓】 市の乳児健診は2回のみであり、医療機関での健診のメリットや必要性も勘案すると現状が望まれる。1ヶ月児健診でも活用 ☐ 類似事務事業がない
	休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり 【理由と影響の内容↓】 妊婦・乳幼児健診を住民が自費で受けることになり、負担が大きくなると共に受診率が下がる可能性がある。必要な健診が受診できず、母子の健康管理・異常の早期発見が図られない。 ☐ 休止・廃止ができる ☐ 休止・廃止できない 【理由↓】 母子保健法等で定められていることであり、休止・廃止は出来ない。休止・廃止することで、母子の健康管理に係る支障は大きい。
効率性 評価	事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☒ 削減余地がある 【理由・具体案↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 削減余地がない 【理由↓】 県内で統一単価であるため、健診に係る費用を本市だけで決定することは不可。若干であるが印刷製本費を抑えることが可能か。
	人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある 【理由・具体案↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない 【理由↓】 健診結果のシステム化・妊婦健診受診票のシステムからの発行に伴い、事務の効率化が図れるか。県外受診希望者に対して、医療機関との委託契約或いは償還払い等の事務量は、住民中心のサービスを行うには削減出来ない。
公平性 評価	受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある 【理由・具体案↓】 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である 【理由↓】 母子手帳交付時に妊婦健診受診票を発行、説明、出生の際に乳児一般健診受診票を発行、説明し、発行、申請、交付の確認をしている。県外の受診についても、他市では行っていないところもあると聞くが、本市では医療機関と委託契約を行い、不可の場合は或いは受診券を紛失した方にも、償還払いで助成対応をしており公平さは保たれている。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	少子化が進む中、妊婦、乳児の健康管理は重要であるので、健診回数や内容の変更は、国、県の動向を踏まえながら継続していく。県外の医療機関での受診を希望する場合、委託契約、受診票を紛失した方に償還払いなど利便性を図るために事務量が増えるが、市民サービスとして必要である。対象者全員が受診票を有効利用するようにしていく。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可 ☐ 廃止(目的妥当性、 、 の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性 の結果) ☐ 公平性改善(公平性 の結果) ☐ 休止(目的妥当性、 、 の結果) ☐ 成果向上(有効性 の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性、 、 の結果) ☐ コスト削減(効率性 の結果)		(3) 改革・改善による方向性 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について 受診票発行の際に、利用方法や受診票を紛失しないように周知を図る。 市で実施の乳児健康診査において、乳児一般健診の受診確認を実施する。																								
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 健診の必要性、利用方法を対象者が理解できるように発行時、訪問時、乳児健診時等に説明、受診の確認をする。		(5) 事務事業優先度評価結果 <table><tr><td>成果優先度評価結果</td><td>対象外</td></tr><tr><td>コスト削減優先度評価結果</td><td>対象外</td></tr></table>		成果優先度評価結果	対象外	コスト削減優先度評価結果	対象外																	
成果優先度評価結果	対象外																							
コスト削減優先度評価結果	対象外																							